

拒絶理由通知書 (特許出願 2020-531679)

P.1

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願 2020-531679
起案日	令和 2年 9月 16日
特許庁審査官	薄井 慎矢 7882 4H0

O

特許出願人代理人	小池 晃 (外 3名) 様
適用条文	第 29条第 1項、第 29条第 2項、第 36条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から 60 日以内に意見書を提出してください。

理由

- (明確性) この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていない。
- (新規性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第 29 条第 1 項第 3 号に該当し、特許を受けることができない。
- (進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

●理由1（明確性）について

・請求項 1-7

請求項1-7には、「滅菌・核酸分解用組成物」（下線は審査官が付す）と記載されているが、下線部の「・」の記載は、その意味が必ずしも一に認識できるものではないから、請求項1-7に係る発明を、明確に把握できない。

（「滅菌かつ核酸分解用組成物」を意図しているのであれば、そのように補正されたい。

P.2

なお、「核酸の分解と、滅菌することが可能な」との記載は、組成物の有する特性を示しているにすぎず、当該記載によって発明の範囲が画されるものではない。）

なお、以下、請求項1-7に係る発明は、「滅菌かつ核酸分解用組成物」の発明であるものと解釈し、判断を行った。

●理由2（新規性）、理由3（進歩性）について

・請求項 4、6、7

・引用文献等 1-5

・備考

引用文献1には、滅菌分野への適用が可能な、ホルムアルデヒドなどを含む複合ガスを発生させる核酸分解処理装置が記載されており（特許請求の範囲、[0014]、[0019]、[0022]、[0024]、[0198]、実施例）、また、該複合ガスはメタノールを銅などの金属と反応させることにより発生することや、ホルムアルデヒド濃度100ppm以内において核酸を分解できることも記載されている（[0022]、[0095]、[0096]）。

引用文献2には、ホルムアルデヒド等を含むMRガスからなる核酸分解剤が記載されており（特許請求の範囲、[0020]、[0030]、実施例）、また、MRガスはメタノールに銅等などの触媒を作用させることにより発生することや、ホルムアルデヒド濃度が200~400ppmやそれ以下の濃度で核酸分解処理できることも記載されている（[0029]、[0042]）。

引用文献3には、メタノールガスより得られる処理ガスにより対象物を処理する方法が記載されており（特許請求の範囲）、また、ガスに含まれるホルムアルデヒドの濃度を150~300ppmに保持することや、該処理ガスは銅などの金属触媒と接触させて発生させること、該処理ガスにより滅菌やDNA

分解が可能なことも記載されている（特許請求の範囲、[0022]－[0027]、[0058]、実施例）。

引用文献4には、メタノールを原料に、触媒による自己反応により発生する、ホルムアルデヒドを含む複合ガスが、滅菌・核酸分解能を示すことが記載されている（PR-2）。

引用文献5には、DNA分解能を有するMRG滅菌システムが記載されており、該システムにおいては、メタノールを原料に、触媒反応により種々のラジカルや150～200ppmのホルムアルデヒドを発生させることが記載されている（第82頁－第83頁（4. MRG滅菌システムの特徴））。

本願の請求項4及び6に係る発明と引用文献1－5に記載された発明とを対比すると、前者はギ酸を含むことが特定されているのに対し、後者においてはギ酸が含まれることが特定されていない点で、両者は一見相違する。

しかしながら、本願明細書の段落[0046]の、メタノール等を銅などの触媒と反応させることにより、本願発明の気体状態の滅菌・核酸分解用組成物が生じる旨の記載を鑑みれば、同様な手法によりガスを発生させている引用文献1－5に記載された発明においても、発生させたガス中にギ酸が僅かに存在する態様となる蓋然性が高い。

よって、本願の請求項4及び6に係る発明は、引用文献1－5に記載された発明と同一であるか、または、同文献に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

本願の請求項7に係る発明においては、滅菌・核酸分解用組成物がLPSを分解できることが特定されているが、「LPSを分解できる」との記載は、組成物の有する特性を示しているにすぎず、当該記載によって発明の範囲が画されるものではない。

よって、本願の請求項7に係る発明についても同様に、引用文献1－5に記載された発明と同一であるか、または、同文献に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

なお、引用文献1について、明細書[0007]には、引用文献1においては、これらの効能を引き起こす成分の特定や詳しいメカニズムは未だ十分には解明されていなかったと記載されているが、成分やメカニズムが明らかでなかったとしても、その組成及び用途について両発明に相違が認められないのであるから、本願請求項4、6、7に係る発明のなしたところは、公知技術である引用文献1－5に記載された発明の成分やメカニズムを発見し、特定したに過ぎないものである。

●理由1（明確性）について

・請求項 2、3、5-7

請求項2には、「前記メタノール、前記ホルムアルデヒド、前記ギ酸の誘導体を任意に含む」と記載されているが、「誘導体」にはどのような化合物までもが包含されるのか明確に把握できない。本願明細書[0040]には、「誘導体とは、任意の官能基の導入、酸化、還元、原子の置き換えなど、メタノール、ホルムアルデヒド、又はギ酸の構造や性質を大幅に変えない程度の改変がなされた化合物を言う。」と記載されているものの、当該記載は解釈に幅のあるものであるから、「構造や性質を大幅に変えない程度の改変がなされた化合物」がいかなる化合物までを包含し、いかなる化合物を包含しないのか、明確に画することは困難である。

よって、請求項2、3、5-7に係る発明は明確でない。

※なお、請求項5は、請求項3を引用する記載となっているが、本願明細書[0047]からすれば、請求項4を引用すべきところの誤記ではないか。その場合、上記理由2、理由3について、請求項5にも同様の拒絶理由が生じるものと判断される。

<引用文献等一覧>

- 1.特開2013-192498号公報
- 2.特開2011-41483号公報
- 3.特開2015-167846号公報
- 4.鈴木 康司 他, 新規化学的核酸分解・除染技術による滅菌システムへの適用, 第51回日本実験動物技術者協会 総会 講演要旨集, 2017年, p.83
- 5.羽柴 智彦 他, (B-10)特化則に対応する新規MRガス滅菌技術の展開, 第27回空気清浄とコンタミネーションコントロール研究大会 予稿集, 2009年, p.81-84

(注) 法律又は契約等の制限により、提示した非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 IPC A01N A01P
 A61L C12N A61K
DB名 CAplus/REGISTRY (STN)
 JSTPlus/JMEDPlus
 /JST7580 (JDreamIII)
- ・先行技術文献 特開2008-137962号公報
 須藤 浩, サイレージ生産の際の保存剤の利用 (2)

畜産の研究, 1987年, Vol.41, No.12, p.1411-1416 大島 光昭,
ラジノクローバーサイレージ熟成中における核酸塩基の消長について,
日本草地学会誌, 1982年, Vol.283, p.302-309

特開2002-12505号公報

特表平9-503383号公報

(注) 法律又は契約等の制限により、提示した非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

<補正をする際の注意>

(1) 明細書、特許請求の範囲について補正をする場合は、補正により記載を変更した個所に下線を引いてください(特許法施行規則様式第13備考6、7)。

(2) 補正は、この出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければなりません。また、意見書で、各補正事項について補正が適法なものである理由を、根拠となる出願当初の明細書等の記載箇所を明確に示したうえで主張してください。

(3) 特許請求の範囲について補正をする際には、特許法第17条の2第4項に違反する補正とならないよう、注意してください。

この拒絶理由通知の内容に関するお問合せ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。電子メール又はFAXで補正案等の送付を希望される場合は、その旨を電話でお知らせください。

審査第三部 有機化学 薄井 慎矢

TEL. 03(3581)1101 内線3490

部長/代理	審査長/代理	審査官	審査官補
	中島 芳人	薄井 慎矢	
	3236	7882	